

行財政改革大綱実施計画

重点項目番号	6
--------	---

番号	⑥
----	---

1. 実施事項名	第3セクターの見直し			2. 担当課(執行する課)	総務部総務課						
3. 現状・問題点・必要性 (なぜやるのか)	伊賀市が健全な行財政運営を行うため、伊賀市の財産である「出資による権利」の適正な管理を行う必要がある。また、法人に対する伊賀市の出資率が1/4以上でかつ伊賀市が出資する割合が最も高いものについては、伊賀市が主導的な役割を果たす第3セクターであることが求められており、責任の割合が大きいため、第3セクターを取り巻く状況や社会経済情勢の変化に的確に対応した運営を行うよう主導する必要があるため。			4. 責任者名(執行責任者)	総務課長 岡部隆次						
				5. 担当課電話番号	22-9601						
7. 実施する内容・目標数値 (なにを、いつまでに、どのようにやるのか) (集中改革プラン関連項目については、平成22年4月1日の目標数値を合わせて記載する。)	伊賀市が保有する全ての法人について「出資による権利」の見直しを平成19年度までに行う。伊賀市が主導的な第3セクターについて、平成18年度に見直しの指針を策定し、平成20年度までに統廃合・民間譲渡・完全民営化等を含めた見直しを行う。			6. 対象等(なにを・だれを)	出資法人						
				8. 成果(どうなるのか)	法人等の運営の効率化が図れる						
				9. 財政効果額(千円)(いくら削減されるのか)	支援の廃止・出資の引き上げ						
10. 目標を達成するための活動指標(全体目標を達成するために個別に実施する項目 なにをどれだけやるのか)	指標名	目標値	定義・算定式	11. 行程表(いつまでにやるのか)							
				平成17年度	平成18年度		平成19年度		平成20年度		
				10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	
	各法人に対する「出資による権利」の見直し		出資の理由・妥当性等についてチェックし公表する。		→						
	「(仮称)出資団体の見直しに関する指針」の策定				→						
	伊賀市が主導する出資法人等(7法人)の予備診断の実施・検討		改革の基本的な方向性を検討し、公表する。		→						
	伊賀市が主導する出資法人等(7法人)の改革の推進		支援・事業内容の見直し・経営の再建・統廃合等を推進する。		→						